

【関係漁業協同組合】馬瀬川上流漁業協同組合

変 更 後	現 行	変更理由	施行予定 年月日
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、<u> </u>口頭<u> </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りを用いる。)、に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、手釣り、竿釣りの補助漁具として、たも網(網枠の直径42cm以下)を使用することは認めることとする。	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は</u>第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項<u> </u>の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りを用いる。)、に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、手釣り、竿釣りの補助漁具として、たも網(網枠の直径42cm以下)を使用することは認めることとする。	漁具・漁法は第3条で規定することとし、文言を簡略化 条ズレの修正	認可の日から

漁 具 ・ 漁 法		規 模	
友 釣 り	竿は1本とし、掛け針は3段以下4本以内	リールの使用は禁止及び鮎ルアーの使用は禁止	
雑魚竿釣り	竿はあまご・いわなは1本、その他の魚種は3本以内		

第4条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	竿釣 (友釣り)	3,000円	16,000円	3,000円
あまご・にじます いわな・こい うなぎ・おいかわ うぐい・あじめど じょう・かじか (以下「雑魚」という。)	竿 釣	1,500円	7,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

漁 具 ・ 漁 法		規 模	
友 釣 り	竿は1本とし、掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内	リールの使用は禁止及び鮎ルアーの使用は禁止	
雑魚竿釣り	竿はあまご・いわなは1本、その他の魚種は3本以内		

第4条から第6条 略

第7条 略

時宜に合わせ規模を追加

魚 種	区 分	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	高校生以下	無 料	無 料	—
	女性			
	2 5 歳未満の者			
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	2,000円	10,000円	3,000円
雑 魚	7 5 歳以上の者			
	高校生以下	無 料	無 料	—
	女性			
	2 5 歳未満の者			
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	1,000円	5,000円	1,500円
	7 5 歳以上の者			
3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。				
4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。				
第 8 条から第 1 1 条 略				
第 8 条から第 1 1 条 略				